

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R4-1	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
		(丙)	(乙)	利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎		群馬県利根郡川場村大字谷地2054-4							
		経営管理実施権を設定する市町村		(名称)		(所在地)							
		沼田市長 星野 稔		群馬県沼田市下之町888									
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m ²	現況樹種					現況林齢	経営管理実施権の始期
1	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番165	4	89-1	山林	2,449	その他広 (杉・広)	69	2023.4.1	2037.9.30	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期></p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
2			4	89-2			スギ (杉・広)	65	同上	同上			
3			4	90			その他広 (杉・広)	74	同上	同上			
4	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番192	4	120	山林	2,221	その他広 (杉・広)	68	同上	同上			
5	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番187	4	126	山林	2,016	スギ (杉・広)	46	同上	同上			
6	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番144	4	151-3	山林	1,904	スギ (杉・広)	59	同上	同上			
7	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番166	4	88-1	山林	2,710	スギ (杉・広)	80	同上	同上			
8			4	89-1			その他広 (杉・広)	69	同上	同上			
9			4	89-2			スギ (杉・広)	65	同上	同上			
10	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番195	4	85	山林	5,920	スギ (杉・広)	60	同上	同上			
11			4	86			スギ	58	同上	同上			
12	沼田市屋形原町字広瀬	308番	3	201	保安林	1,011	カラマツ	69	同上	同上			
13			3	202			スギ	78	同上	同上			
14	沼田市屋形原町字広瀬	310番	3	202	保安林	4,228	スギ	78	同上	同上			
15			3	203			スギ	85	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 165	4	89-1	山林	2,449	その他広 (スギ・広)	69	[Redacted]	[Redacted]	集R4-1
2			4	89-2			スギ (スギ・広)	65			同上
3			4	90			その他広 (スギ・広)	74			同上
4	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 192	4	120	山林	2,221	その他広 (スギ・広)	68			同上
5	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 187	4	126	山林	2,016	スギ (スギ・広)	46			集R4-2
6	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 144	4	151-3	山林	1,904	スギ (スギ・広)	59			集R4-3
7	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 166	4	88-1	山林	2,710	スギ (スギ・広)	80			同上
8			4	89-1			その他広 (スギ・広)	69			同上
9			4	89-2			スギ (スギ・広)	65			同上
10	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 195	4	85	山林	5,920	スギ (スギ・広)	60			同上
11			4	86			スギ	58			同上
12	沼田市屋形原町字 広瀬	308番	3	201	保安 林	1,011	カラマツ	69			集R4-4
13			3	202			スギ	78			同上
14	沼田市屋形原町字 広瀬	310番	3	202	保安 林	4,228	スギ	78			同上
15			3	203			スギ	85			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					経営管理実施権の始期
16	沼田市屋形原町字広瀬	312番	4	54-2	山林	128	スギ・マツ	59	2023.4.1	2037.9.30	<p>(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
17	沼田市屋形原町字広瀬	401番	4	33-2	山林	1,771	スギ	58	同上	同上			
18	沼田市屋形原町字沢	274番2	4	37-2	山林	869	スギ	63	同上	同上			
19	沼田市屋形原町字沢	279番1	4	51	山林	6,638	スギ・マツ	54	同上	同上			
20			4	54-2			スギ・マツ	59	同上	同上			
21	沼田市屋形原町字沢	279番2	4	52	山林	862	スギ	54	同上	同上			
22	沼田市屋形原町字沢	279番3	4	52	山林	981	スギ	54	同上	同上			
23	沼田市屋形原町字沢	279番4	4	54-2	山林	82	スギ・マツ	59	同上	同上			
24	沼田市屋形原町字沢	279番5	4	54-2	保安林	1,074	スギ・マツ	59	同上	同上			
25	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番139	4	144	山林	2,092	その他広(スギ・広)	68	同上	同上			
26	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番141	4	148-2	山林	5,966	スギ	58	同上	同上			
27	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番160	4	97-2	山林	1,735	スギ	62	同上	同上			
28	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番181	4	60-1	山林	1,861	マツ(スギ・マツ)	54	同上	同上			
29			4	61			スギ	69	同上	同上			
30			4	130-1			スギ	57	同上	同上			
31			4	130-2			その他広(スギ)	49	同上	同上			
32	沼田市屋形原町字イラクボ	2993番	4	133	原野	1,593	スギ	78	同上	同上			
33			4	143			その他広(スギ・広)	71	同上	同上			
34	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番14	4	105-2	畑	10,082	スギ	55	同上	同上			
35			4	106-2			スギ	54	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
16	沼田市屋形原町字 広瀬	312番	4	54-2	山林	128	スギ・マツ	59			集R4-4
17	沼田市屋形原町字 広瀬	401番	4	33-2	山林	1,771	スギ	58			同上
18	沼田市屋形原町字 沢	274番2	4	37-2	山林	869	スギ	63			同上
19	沼田市屋形原町字 沢	279番1	4	51	山林	6,638	スギ・マツ	54			同上
20			4	54-2			スギ・マツ	59			同上
21	沼田市屋形原町字 沢	279番2	4	52	山林	862	スギ	54			同上
22	沼田市屋形原町字 沢	279番3	4	52	山林	981	スギ	54			同上
23	沼田市屋形原町字 沢	279番4	4	54-2	山林	82	スギ・マツ	59			同上
24	沼田市屋形原町字 沢	279番5	4	54-2	保安 林	1,074	スギ・マツ	59			同上
25	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 139	4	144	山林	2,092	その他広 (スギ・広)	68			同上
26	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 141	4	148-2	山林	5,966	スギ	58			同上
27	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 160	4	97-2	山林	1,735	スギ	62			同上
28	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 181	4	60-1	山林	1,861	マツ (スギ・マツ)	54			集R4-5
29			4	61			スギ	69			同上
30			4	130-1			スギ	57			同上
31			4	130-2			その他広 (スギ)	49			同上
32	沼田市屋形原町字 イラクボ	2993番	4	133	原野	1,593	スギ	78			集R4-6
33			4	143			その他広 (スギ・広)	71			同上
34	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 14	4	105-2	畑	10,082	スギ	55			集R4-7
35			4	106-2			スギ	54			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					経営管理実施権の始期	
36	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番14	4	107	畑	10,082	スギ	78	2023.4.1	2037.9.30	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期></p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>	
37			4	108-1			スギ	68	同上					同上
38			4	115-2			スギ	68	同上					同上
39			4	115-3			スギ	86	同上					同上
40			4	115-4			スギ	58	同上					同上
41			4	115-5			スギ	63	同上					同上
42			4	117-4			スギ	85	同上					同上
43	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番17	4	117-4	畑	1,537	スギ	85	同上	同上	<p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>	
44			4	118			スギ・カラマツ	70	同上	同上				
45	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番191	4	120	山林	2,271	その他広（スギ・広）	68	同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>		
46			4	122			スギ（スギ・広）	58	同上	同上				
47	沼田市屋形原町字沢	226番1	4	44-1	山林	7,355	スギ	70	同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>		
48			4	45			スギ	60	同上	同上				
49	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番163	4	92-3	山林	1,454	カラマツ（スギ・カラマツ）	62	同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>		
50	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番140	4	145-1	山林	2,003	スギ	58	同上	同上				
51			4	148-2			スギ	58	同上	同上				
52	沼田市屋形原町字沢	223番1	4	44-1	山林	4,349	スギ	70	同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>		
53			4	57-1			スギ	66	同上	同上				
54			4	57-3			スギ	57	同上	同上				
55			4	57-5			スギ	60	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									Aの森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
36	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 14	4	107	畑	10,082	スギ	78			集R4-7
37			4	108-1			スギ	68			同上
38			4	115-2			スギ	68			同上
39			4	115-3			スギ	86			同上
40			4	115-4			スギ	58			同上
41			4	115-5			スギ	63			同上
42			4	117-4			スギ	85			同上
43	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 17	4	117-4	畑	1,537	スギ	85			同上
44			4	118			スギ・カマツ	70			同上
45	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 191	4	120	山林	2,271	その他広 (スギ・広)	68			集R4-9
46			4	122			スギ (スギ・広)	58			同上
47	沼田市屋形原町字 沢	226番1	4	44-1	山林	7,355	スギ	70			集R4-10
48			4	45			スギ	60			同上
49	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 163	4	92-3	山林	1,454	カマツ (スギ・カマツ)	62			集R4-12
50	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 140	4	145-1	山林	2,003	スギ	58			集R4-13
51			4	148-2			スギ	58			同上
52	沼田市屋形原町字 沢	223番1	4	44-1	山林	4,349	スギ	70			集R4-15
53			4	57-1			スギ	66			同上
54			4	57-3			スギ	57			同上
55			4	57-5			スギ	60			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					経営管理実施権の始期
56	沼田市屋形原町字沢	224番	4	57-5	山林	889	スギ	60	2023. 4. 1	2037. 9. 30	<p>（1. 森林の経営） ○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理） ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
57	沼田市屋形原町字沢	225番	4	55	山林	608	その他広 (スギ・カツ)	58	同上	同上			
58	沼田市屋形原町字沢		4	55			スギ (スギ・カツ)	66	同上	同上			
59	沼田市屋形原町字沢	233番	4	41	山林	1, 831	マツ (スギ・広)	49	同上	同上			
60	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 153	4	105-1	山林	11, 609	その他広 (スギ・広)	55	同上	同上			
61			4	105-2			スギ	55	同上	同上			
62			4	151-3			スギ	59	同上	同上			
63	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 155	4	91	山林	8, 816	スギ (スギ・広)	73	同上	同上			
64			4	102			スギ (スギ・広)	71	同上	同上			
65			4	103			スギ (スギ・広)	71	同上	同上			
66			4	104-2			スギ	60	同上	同上			
67	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 159	4	99	山林	644	スギ (スギ・広)	59	同上	同上			
68	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 188	4	125-1	山林	2, 171	スギ	71	同上	同上			
69			4	125-2			スギ	60	同上	同上			
70	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 189	4	124	山林	1, 917	その他広 (スギ・広)	66	同上	同上			
71	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 162	4	94	山林	1, 120	スギ	75	同上	同上			
72	沼田市屋形原町字沢	266番1	4	42	田	25	その他広 (スギ・広)	70	同上	同上			
73	沼田市屋形原町字沢	270番	4	42	畑	895	その他広 (スギ・広)	70	同上	同上			
74	沼田市屋形原町字沢	271番	4	42	田	79	その他広 (スギ・広)	70	同上	同上			
75	沼田市屋形原町字沢	275番	4	39	山林	4, 066	スギ	70	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
56	沼田市屋形原町字 沢	224番	4	57-5	山林	889	スギ	60			集R4-15
57	沼田市屋形原町字 沢	225番	4	55	山林	608	その他広 (スギ・カマツ)	58			同上
58			4	55			スギ (スギ・カマツ)	66		同上	
59	沼田市屋形原町字 沢	233番	4	41	山林	1,831	マツ (スギ・広)	49			同上
60	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 153	4	105-1	山林	11,609	その他広 (スギ・広)	55			同上
61			4	105-2			スギ	55		同上	
62			4	151-3			スギ	59		同上	
63	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 155	4	91	山林	8,816	スギ (スギ・広)	73			集R4-18
64			4	102			スギ (スギ・広)	71		同上	
65			4	103			スギ (スギ・広)	71		同上	
66			4	104-2			スギ	60		同上	
67	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 159	4	99	山林	644	スギ (スギ・広)	59			同上
68	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 188	4	125-1	山林	2,171	スギ	71			集R4-19
69			4	125-2			スギ	60		同上	
70	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 189	4	124	山林	1,917	その他広 (スギ・広)	66			同上
71	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 162	4	94	山林	1,120	スギ	75			集R4-20
72	沼田市屋形原町字 沢	266番1	4	42	田	25	その他広 (スギ・広)	70			集R4-21
73	沼田市屋形原町字 沢	270番	4	42	畑	895	その他広 (スギ・広)	70			同上
74	沼田市屋形原町字 沢	271番	4	42	田	79	その他広 (スギ・広)	70			同上
75	沼田市屋形原町字 沢	275番	4	39	山林	4,066	スギ	70			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
76	沼田市屋形原町字 沢	275番	4	40-2	山林	4,066	その他広 (杉・広)	36	[Redacted]	[Redacted]	集R4-21
77			4	46			スギ	60			同上
78	沼田市屋形原町字 広瀬	407番	4	34-1	山林	2,509	その他広 (杉・広)	53			集R4-22
79	沼田市屋形原町字 沢	272番1	4	38	山林	280	スギ (杉・広)	75			同上
80	沼田市屋形原町字 沢	273番	4	38	山林	780	スギ (杉・広)	75			同上
81			4	39			スギ	70			同上
82	沼田市屋形原町字 沢	274番1	4	38	山林	3,811	スギ (杉・広)	75			同上
83			4	39			スギ	70			同上
84			4	40-1			スギ	53			同上
85			4	40-2			その他広 (杉・広)	36			同上
86	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 156	4	88-1	山林	1,259	スギ (杉・広)	80			同上
87			4	89-2			スギ (杉・広)	65			同上
88			4	91			スギ (杉・広)	73			同上
89			4	102			スギ (杉・広)	71			同上
90	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 157	4	100-1	山林	6,403	スギ	60			同上
91			4	101-1			その他広 (杉・広)	36			同上
92			4	102			スギ (杉・広)	71			同上
93	沼田市屋形原町字 沢	288番2	4	133	山林	360	スギ	78	集R4-23		
94	沼田市屋形原町字 沢	甲288番	4	133	山林	198	スギ	78	同上		
95	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 164	4	92-2	山林	2,122	スギ (杉・広)	62	同上		
96	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 171	4	92-2	山林	892	スギ (杉・広)	62	同上		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
97	沼田市屋形原町字広瀬	325番	4	31-9	山林	2,829	マツ (スギ・マツ)	55	2023.4.1	2037.9.30	<p>(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>		
98	沼田市屋形原町字広瀬	326番	4	31-2	山林	5,431	スギ	55	同上	同上			
99			4	31-9			マツ (スギ・マツ)	55	同上	同上			
100	沼田市屋形原町字沢	276番	4	31-9	山林	376	マツ (スギ・マツ)	55	同上	同上			
101	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 175	4	97-1	山林	4,019	マツ (スギ・マツ)	59	同上	同上			
102	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 202	4	83-5	山林	2,819	スギ	62	同上	同上			
103	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 136	4	142-1	山林	3,352	スギ (スギ・マツ)	58	同上	同上			
104			4	142-2			その他広 (スギ・マツ)	58	同上	同上			
105			4	146-2			マツ (スギ・マツ)	53	同上	同上			
106	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 172	4	92-1	山林	1,289	その他広 (スギ・広)	62	同上	同上			
107	沼田市屋形原町字沢	231番1	4	43-1	山林	1,511	スギ	53	同上	同上			
108	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 16	4	142-1	畑	1,090	スギ	58	同上	同上			
109			4	146-1			スギ	75	同上	同上			
110	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 173	4	93	山林	1,530	マツ (スギ・マツ)	51	同上	同上			
111	沼田市屋形原町字イラクボ	2994番 201	4	84-1	山林	2,942	マツ (スギ・マツ)	59	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
97	沼田市屋形原町字 広瀬	325番	4	31-9	山林	2,829	マツ (スギ・マツ)	55			集R4-4
98	沼田市屋形原町字 広瀬	326番	4	31-2	山林	5,431	スギ	55			同上
99			4	31-9			マツ (スギ・マツ)	55			同上
100	沼田市屋形原町字 沢	276番	4	31-9	山林	376	マツ (スギ・マツ)	55			同上
101	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 175	4	97-1	山林	4,019	マツ (スギ・マツ)	59			同上
102	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 202	4	83-5	山林	2,819	スギ	62			集R4-8
103	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 136	4	142-1	山林	3,352	スギ (スギ・マツ)	58			集R4-9
104			4	142-2			その他広 (スギ・マツ)	58			同上
105			4	146-2			マツ (スギ・マツ)	53			同上
106	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 172	4	92-1	山林	1,289	その他広 (スギ・広)	62			集R4-12
107	沼田市屋形原町字 沢	231番1	4	43-1	山林	1,511	スギ	53			集R4-15
108	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 16	4	142-1	畑	1,090	スギ	58			集R4-17
109			4	146-1			スギ	75			同上
110	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 173	4	93	山林	1,530	マツ (スギ・マツ)	51			集R4-20
111	沼田市屋形原町字 イラクボ	2994番 201	4	84-1	山林	2,942	マツ (スギ・マツ)	59	集R4-24		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上）

利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上）

沼田市長 星野 稔

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

- (8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
 - ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (10) 森林保険
- ① 森林保険に加入した当該森林について、気象災等により被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
 - ② 丙は、丙の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。
- (11) 災害等による経営管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
 - ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。
- (14) その他
この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。